

事務連絡  
令和7年1月10日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

「リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック」  
の更新等について（周知依頼）

日頃より、住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

別紙1のとおり、昨年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正の大綱において、既存住宅の子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置を令和7年も引き続き実施することが盛り込まれました。

※本措置は、今後の国会で関連税制法が成立することが前提となります。

これを踏まえ、国土交通省ホームページにおいて公開しております「リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック」（別紙2参照。以下「ガイドブック」という。）について、内容を更新いたしました。昨年5月のガイドブック作成時にも、貴会会員の皆様に対する周知のご協力をお願いさせていただいたところですが、更新版のガイドブックにつきましても、改めて周知のご協力をお願いいたします。

<添付書類>

- 別紙1 国土交通省報道発表資料「令和7年度税制改正における住宅関係税制のご案内」
- 別紙2 リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック（令和7年1月更新版）

<参考：ガイドブック掲載先URL>

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000248.html#kosodate](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000248.html#kosodate)

こちらからもアクセスできます→



また、リフォーム促進税制（所得税）の申請にあたっては、標準的な工事費用相当額を用いて控除額を計算し、増改築等工事証明書を作成することが必要であるところ、国土交通省ホームページにおいて、控除額計算のための計算ツール埋め込み式の増改築等工事証明書フォーマット（excel版）を公開しております。リフォーム促進税制

(所得税)の適用にあたっては、貴会会員の皆様にもあわせてご活用いただきたく、周知へのご協力をお願いいたします。

<参考：増改築等工事証明書フォーマット（excel版）掲載先URL>

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000250.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000250.html)

こちらからもアクセスできます→



<本件に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課 梶尾、齋藤

電話：03-5253-8111（代表） 内線：39425、39427